(H)　汚れたバラストの排出
32　タンクの識別記号
33　海洋への排出の開始時における時刻及び船舶の位置
34　海洋への排出の完了時における時刻及び船舶の位置
35　海洋に排出された量（立方メートル）
36　排出中の船舶の速力
37　排出中に油排出監視制御装置は、作動していたか。
38　排出及び排出場所の海面の定期的な監視は、続けられたか。
39　スロップ・タンクに移し替えた油性混合物の量（スロップ・タンクの識別記号及び総量（立方メートル）を表示すること。）
40　沿岸受入施設への排出（港名及び排出量（立方メートル）を表示すること。）(注５)
(I)　スロップ・タンクから海洋への水の排出
41　スロップ・タンクの識別記号
42　残留物を最後に入れてからのセトリングの時間
43　前回の排出からのセトリングの時間
44　排出の開始の時刻及び開始時における船舶の位置
45　排出の開始時における内容物のアレージ
46　排出の開始時における油水境界面のアレージ
47　最終段階前における排出量（立方メートル）及び排出速度（１時間当たり立方メートル）
48　最終段階における排出量（立方メートル）及び排出速度（１時間当たり立方メートル）
49　排出の完了の時刻及び完了時における船舶の位置
50　排出中に油排出監視制御装置は、作動していたか。
51　排出の完了時における油水境界面のアレージ（メートル）
52　排出中の船舶の速力
53　排出及び排出場所の海面の定期的な監視は、続けられたか。
54　スロップ・タンクからの排出の完了時において船舶の管系の関連するすべての弁が閉鎖されたことを確認した。
(J)　他の方法により処理することができない油性残留物及び油性混合物の処分
55　タンクの識別記号
56　各タンクから処分した量（保留されている量を表示すること。）
57　処分方法
.1　受入施設への排出（港名及び排出量を表示すること。）(注５)
.2　貨物油との混合（量を表示すること。）
.3　他のタンクへの移替え。タンクの識別記号､移し替えた量及びタンクの総量を表示すること。
.4　その他（方法を表示すること。）。処分量を表示すること。
(K)　貨物タンクに積載しているクリーン・バラストの排出
58　クリーン・バラストの排出の開始時における船舶の位置
59　クリーン・バラストを排出したタンクの識別記号
60　タンクは、排出の完了時において空になつたか。
61　排出の完了時における船舶の位置（58の位置と異なる場合に記入する。）
62　排出及び排出場所の海面の定期的な監視は、続けられたか。
(L)　クリーン・バラスト・タンクからのバラストの排出
（クリーン・バラスト・タンクを用いて運航する油タンカーのみ）
63　クリーン・バラストを排出したタンクの識別記号
64　クリーン・バラストの海洋への排出の開始の時刻及び開始時における船舶の位置
65　海洋への排出の完了の時刻及び完了時における船舶の位置
66　排出された量（立方メートル）
.1　海洋に排出された量
.2　受入施設に排出された量（港名を表示すること。）(注５)
67　バラストの海洋への排出前又は排出中に油による汚染が認められたか。
68　排出中、油分濃度計による排出の監視が行われたか。
69　バラストの排出の完了時において、貨物油管及びストリッピング管とクリーン・バラスト・タンクとを分離する弁が閉鎖された時刻及び閉鎖時における船舶の位置
(M)　油排出監視制御装置の状態
70　装置が故障した時刻
71　装置が作動可能な状態になつた時刻
72　故障の原因
(N)　事故その他の理由による例外的な油の排出
73　排出の時刻
74　排出時における船舶の位置又は港
75　油の概量（立方メートル）及び種類
76　排出又は流失の状況及び原因並びに一般的記述
(O)　その他の操作手順及び一般的記述

特殊な運航に従事する油タンカー

(P)　バラスト水の積込み
77　バラストを積み込んだタンクの識別記号
78　バラストの積込み時における船舶の位置
79　積み込まれたバラストの総量（立方メートル）
80　備考
(Q)　バラスト水の船内における移替え
81　移替えの理由
(R)　バラスト水の受入施設への排出
82　バラスト水が排出された港
83　受入施設の名称又は指定
84　排出されたバラスト水の総量（立方メートル）
85　記載日並びに港湾当局の職員の署名及び印章

注１　操作及び設備の手引書に記載されているところにより、個々のタンクが同時に操作することができないほど多くの洗浄機を有すると認められる場合には、原油洗浄を行う部分（例えば、第２センター・タンク、前部）を示すものとする。

注２　操作及び設備の手引書に従つて、一段式の洗浄方式又は多段式の洗浄方式のいずれを採用したかを記載すること。多段式の洗浄方式を採用した場合には、段階ごとに洗浄機の働く垂直方向の角度及び回数を記入すること。

注３　操作及び設備の手引書に記載されている洗浄の手順によらない場合には、詳細を備考に記入すること。

注４　ホースによる洗浄、機械による洗浄、化学洗剤による洗浄又はこれらを併用した洗浄のいずれであるかを明記すること。化学洗剤による洗浄の場合には、化学洗剤名及び使用量を記入すること。

注５　船長は、受入施設（バージ及びタンク車を含む。）の運営者より、移し替えたタンク洗浄水、汚れたバラスト、油性残留物又は油性混合物の量の詳細を示す受領書又は証明書であつて移替えの日時が記載されたものを受領すべきである。この受領書又は証明書は、油記録簿第Ⅱ部に添付されている場合には、船長が自己の船舶が問題となつている汚染事故に関係していないことを証明する際に役立てることができる。この受領書又は証明書は、油記録簿第Ⅱ部と共に保管すべきである。